

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム 1t 袋）

購入予定数量は、別添、令和7年度凍結防止剤仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が工事用材料類に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 随時、不定量の発注にも対応が可能なこと。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160番地

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課

電話 0859-31-9711

電子メール yonago_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年9月24日（水）から同年10月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所米子県土整備局のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/6079.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月24日（水）から同年10月3日（金）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月15日(水)午後2時45分

イ 場所

鳥取県西部総合事務所3号館3階会議室

(4) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年9月29日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年9月24日(水)までにインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/6079.htm>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者(以下「入札参加者」という。)にあつては、7の事前提出物を作成の上、持参又は郵送により、4の(1)の場所に令和7年10月3日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。(郵送の場合は、同時刻までに必着のこと。)

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

8 資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年10月7日(火)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年10月9日(木)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所長は説明を求めた者に対して令和7年10月14日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は紙入札により行うものとし、別添入札書(様式第5号)を使用すること。

(2) 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。(消費税不課税、非課税のものを除く。)課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし入札金額は、訂正できない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、その委任状（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (7) 委任状（様式第3号）及び入札書（様式第5号）の宛名は「鳥取県西部総合事務所所長 荒田 すみ子」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 無効の入札書を提出した者は、再度入札に参加することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合（代表者以外の者が入札を行うとき。）において委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を鳥取県総務部総合事務センター物品契約課長に提出している場合は、この限りでない。
- (5) 郵便等による入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (9) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (10) 記名押印のない入札書による入札
- (11) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (12) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 本件は単価契約であり、契約にあたっては入札書に記載された金額（単価）から、消費税及び地方消費税の額を差し引いた額を契約金額として締結する。
- (2) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第6号）を提出すること。
- (3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (5) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、4の（1）の場所に提出すること。
なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (6) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (7) 再委託の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (8) 10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第4号）を、4の（1）の場所に提出すること。